

成果指標のあり方について

成果指標の見直しの方向性(案)①

方向性

- 現行計画の「成果指標」「観測・実況指標」「意識・意向指標」の構成と設定の考え方は維持する
- 個別の指標については、現行計画の指標を前提としつつ、必要な見直しを行う
- 成果指標については、目標の達成状況をよりの確にフォローできるものとする観点から、目標の達成との因果関係や技術的に設定が可能か否か等を検証した上で、

- ①新たな成果指標の設定
- ②現行計画の成果指標の観測・実況指標、意識・意向指標への移行
- ③現行計画の成果指標の廃止 を検討する

例えば、現行計画において、①目標の達成状況を直接的に測定する指標と②個別施策の進捗状況を測定する指標が混在する場合、②については観測・実況指標に移行するなど

- ①の例：既存住宅の流通シェア等、②の例：リフォーム瑕疵保険の加入割合等

現行計画における成果指標の設定の考え方

目標の全国的な達成状況を定量的に測定するために設定

- ①全国的・社会的に重要な項目
(地域性が大きい項目は都道府県計画等による目標設定を想定)
- ②統計データにより現状把握・フォローアップが可能な項目
(データ不足の項目は統計調査の充実を目指す)

目標値の設定

閣議決定

設定する

対象

現行計画における観測・実況指標、意識・意向指標の考え方

○観測・実況指標

- ①価格に関する指標等、直ちには目標足り得ないものの、行政が市場の歪みや問題の発生を観測し、要因の分析や対応策の検討に資するものとして必要となる指標
- ②市場規模や大工就業者数等、行政が住宅市場や住宅産業の担い手の状況などを把握するうえで重要な指標

設定しない
(現況値のみ)

対象外

○意識・意向指標

国民の住生活の総体や個別課題に対する評価(満足度等)やニーズ(重視度、意向等)を表す指標

(参考)成果指標の見直しの方向性(案)②

社会資本整備審議会答申（平成17年9月26日）新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて（抄）

Ⅱ. (1) 4. ④成果指標の位置づけ

(成果指標の役割と考え方)

成果指標の有している機能の1つは、「基本目標」の達成状況を評価し、施策の効果をわかりやすく国民に示す機能であり、もう1つは、市場に提示することで個人の居住の選択や事業者による住宅の供給・居住サービスの提供等に際しての判断指針として、「豊かな住生活の実現」に誘導する機能である。

成果指標の設定に当たっては、指標の達成又は向上につながる具体的施策を伴うものとし、達成度合いを的確にフォローできるよう可能な限り定量的なものとするべきである。

また、国は、一般的・基礎的な事項について、指標・目標（目標年次及び目標値）を定めることになるが、地方公共団体において、地域特性を踏まえた指標・目標を設定するとともに、事業者においても、これらを参考に指標・目標を定めることが期待される。

なお、価格に関する指標等、直ちには目標足り得ないものの、行政が市場の歪みや課題の発生を観測し、要因の分析や対応策の検討に資するものとして必要となる指標（観測指標）についても充実・見直しを図っていくべきである。

目標2: ライフスタイルやライフステージに応じた多様な居住ニーズの実現

成果指標の現状について

高齢者向け住宅について

現行成果指標

○高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

【0.9%(平成17年)→3~5%(平成32年)】

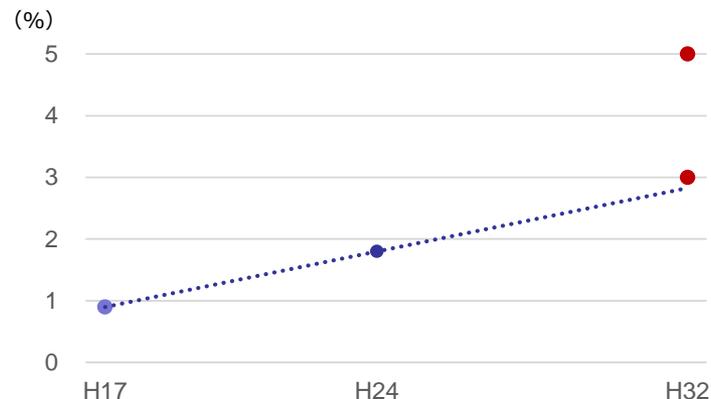
現行成果指標の目標設定の考え方

○H22年5月に決定した国土交通省成長戦略に合わせて、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を、H23年計画策定時に、諸外国並みの3~5%に設定。

現状値と目標の達成状況

○0.9%(平成17年) ⇒1.8% (平成24年)

目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。



関連する観測・実況指標、意識・意向指標

◇意識・意向指標

◇高齢者（65歳以上）の居住する持家世帯のうち高齢期に住み替えるとする割合【6.0%（平成20年度央）】

◇高齢者（65歳以上の者）の居住する持家世帯のうち高齢期における住み替え意向のある世帯のうちサービス付きの高齢者向け住宅を志向する割合【30.0%（平成20年度央）】

子育て世帯の居住水準について

現行成果指標

○子育て世帯（注）における誘導居住面積水準達成率

【全 国：40%(平成20年)→**50%(平成27年)**】

【大都市圏：35%(平成20年)→**50%(平成32年)**】

(注) 構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

現行成果指標の目標設定の考え方

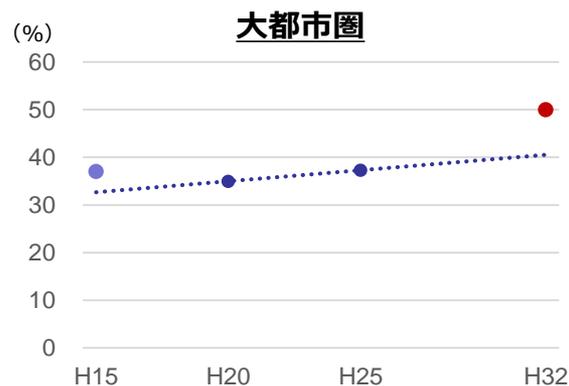
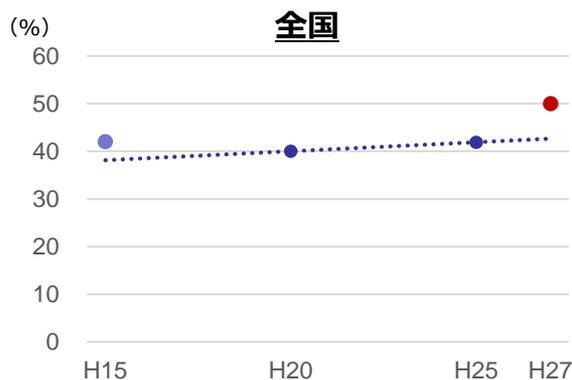
○H20年において世帯全体の半数が誘導居住面積水準を達成していることを踏まえ、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点から、子育て世帯についても半数（50%）が誘導居住面積水準を達成することを目指し、H23年計画策定時に、H18年計画と同様の目標値（50%）を設定。

現状値と目標の達成状況

○全 国：40%(平成20年) ⇒**41.9%(平成25年)**

○大都市圏：35%(平成20年) ⇒**37.3%(平成25年)**

全国、大都市圏ともに目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。



◆観測・実況指標

関連する観測・実況指標 意識・意向指標

◆保育所へのアクセス利便性（居住世帯のある住宅のうち保育所までの距離が1km以内に存在する住宅の割合）【69.4%（平成20年度央）】

◆交通機関へのアクセス利便性（居住世帯のある住宅のうち駅までの距離が1km以内、又はバス停留所から500m以内の住宅の割合）【84.5%（平成20年度央）】

(再掲)バリアフリー化について②

現行成果指標

○高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率

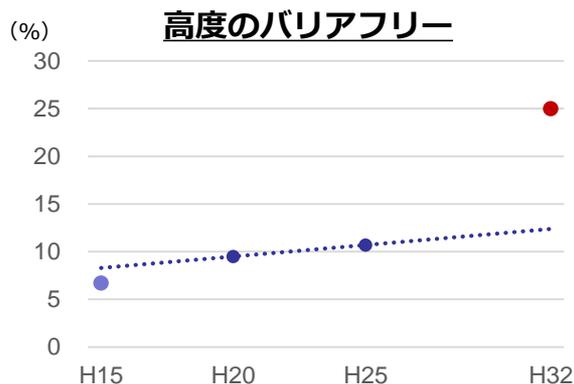
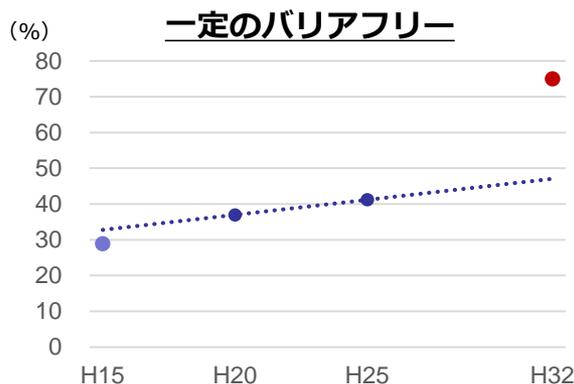
- 1) 一定のバリアフリー化（2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当） 【37%(平成20年)→75%(平成32年)】
- 2) うち、高度のバリアフリー化（2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当） 【9.5%(平成20年)→25%(平成32年)】

現行成果指標の目標設定の考え方

○将来は、高齢者の居住する住宅については全て、介護が受けやすく、かつ、長く住み続けることができる住宅となることが望ましいという観点から、高齢者が居住する住宅がバリアフリー化されているか、又は少なくとも必要となときに容易にバリアフリー化できることが重要。本格的な少子高齢化に対応するためには、可能な限り早急にバリアフリー化率を高めていく必要があることから、H23年計画策定時に、H18年計画と同様の目標値を設定。

現状値と目標の達成状況

- 1) 一定のバリアフリー化：37%(平成20年)⇒41.2%(平成25年)
目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。
- 2) うち、高度のバリアフリー化：9.5%(平成20年)⇒10.7%(平成25年)
目標値の達成に向けたトレンドを下回っている



関連する観測・実況指標 意識・意向指標

- ◆バリアフリーリフォームの実施戸数（持ち家におけるバリアフリーリフォーム）
【302.8万戸（平成16.1～平成20年度央）】

(再掲)リフォーム瑕疵担保責任保険について

現行成果指標

○リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合

【0.2%(注)→10% (平成32年)】 (注) 平成22年4月から12月までの数値

現行成果指標の目標設定の考え方

○一定規模のリフォーム工事を行う場合は、瑕疵保険に加入することが望ましいという観点から、当面は、住宅の欠陥等に対する保証を重視する国民の意向に応じていくため、10%に設定。

現状値と目標の達成状況

○0.2%(注) ⇒0.2% (平成25年)

(注) 平成22年4月～12月までの数値

目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。



◆観測・実況指標・◇意識・意向指標

関連する観測・実況指標、意識・意向指標

◆リフォーム市場規模

【約6兆円 (平成20年) →約12兆円 (平成32年)】

◇住宅のいたみの少なさを重要と思う世帯の割合

【6.0% (平成20年度央)】

目標4:良好な居住環境の形成による地域の価値の向上と 豊かなコミュニティの形成

成果指標の現状について

密集市街地について

現行成果指標

○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

【約6,000ha(平成22年)→**おおむね解消(平成32年)**】

現行成果指標の目標設定の考え方

○国民の安全・安心を確保するため、引き続き解消を目指すため、H23年計画策定時に、H18年計画と同様の目標値（おおむね解消）を設定。

現状値と目標の達成状況

○約6,000ha(平成22年)⇒**約4,500ha (平成27年速報)**
5年経過時点で、約2割の解消。

関連する観測・実況指標、意識・意向指標

◇意識・意向指標

◇火災・地震・水害などに対する安全への満足率（「満足」＋「まあ満足」の割合）
【56.8%（平成20年度央）】

(再掲)公的賃貸住宅団地について

現行成果指標

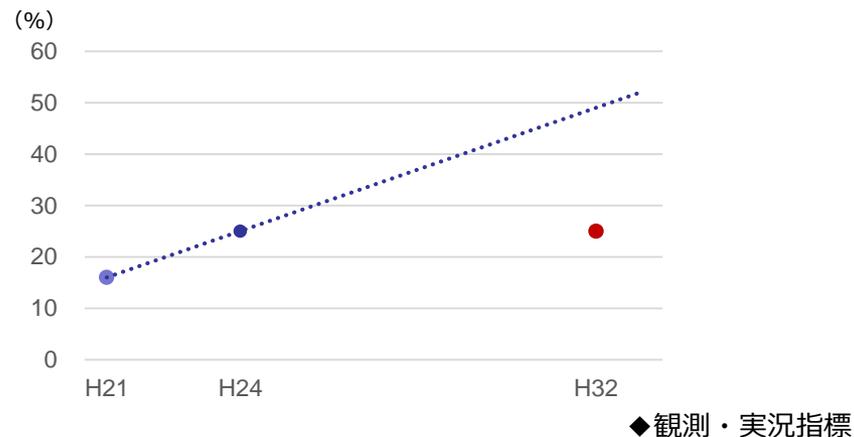
○生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合 【16%(平成21年)→25%(平成32年)】

現行成果指標の目標設定の考え方

○大規模な公的賃貸住宅団地については建替え等の機会を捉え、生活支援施設を併設し地域の福祉拠点等を担うことが望ましいことから、今後、建替えが想定される公的賃貸住宅団地数を踏まえ、H23年計画策定時において、25%に設定。

現状値と目標の達成状況

○16%(平成21年) ⇒25% (平成24年)
目標値を達成。



関連する観測・実況指標、意識・意向指標

- ◆高齢者（65歳以上）の居住する住宅の医療機関、老人デイサービスセンターへのアクセス利便性（居住世帯ありの住宅のうち各施設までの距離が1km以内に存在する住宅の割合）【医療機関75.6%、老人デイサービス56.6%（平成20年度末）】
- ◆保育所へのアクセス利便性（居住世帯のある住宅のうち保育所までの距離が1km以内に存在する住宅の割合）【69.4%（平成20年度末）】

(再掲)高齢者向け住宅について

現行成果指標

○高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

【0.9%(平成17年)→3~5%(平成32年)】

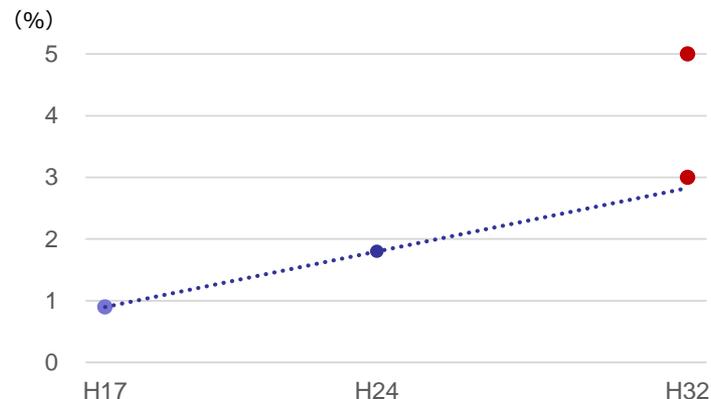
現行成果指標の目標設定の考え方

○H22年5月に決定した国土交通省成長戦略に合わせて、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を、H23年計画策定時に、諸外国並みの3~5%に設定。

現状値と目標の達成状況

○0.9%(平成17年) ⇒1.8% (平成24年)

目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。



関連する観測・実況指標、意識・意向指標

◇意識・意向指標

◇高齢者（65歳以上）の居住する持家世帯のうち高齢期に住み替えるとする割合【6.0%（平成20年度央）】

◇高齢者（65歳以上の者）の居住する持家世帯のうち高齢期における住み替え意向のある世帯のうちサービス付きの高齢者向け住宅を志向する割合【30.0%（平成20年度央）】